

# 遊漁船業者の登録を受けた皆様へ

「遊漁船業の適正化に関する法律」（以下、「遊漁船業法」又は「法」という。）に基づき、遵守しなくてはならない事項等について、お知らせします。

遊漁船業法はもちろんのこと、関係法令を遵守されない事業者には、罰則（1年以下の懲役又は150万円以下の罰金（法人の場合は、1億円以下の罰金））の適用や、立入検査、業務改善命令、事業停止命令、登録の取消処分の可能性がありますので、御注意ください。

なお、立入検査（利用者の安全及び利益に係るものに限る。）、業務改善命令、事業停止命令、登録の取消処分が行われた場合、法第22条の規定により、これらの処分に係る事項は公表されるとともに、業務改善命令、事業停止命令を受けた者は、登録の有効期間の短縮の可能性があるほか、登録取消処分を受けた者等は、5年間、登録をすることができなくなります。

また、遊漁船業者登録簿は、法第9条の規定により、一般の閲覧に供されることを予め御了承ください。

## 1 遊漁船業者登録制度について

平成15年4月より前は、遊漁船業の営業は届出制でしたが、遊漁船の事故や漁場利用トラブルの多発により法律改正がなされ、平成15年4月に登録制への移行、規制強化等がなされました。

その後も、遊漁船業における死傷事故が増加する中、令和4年4月の知床遊覧船事故の発生、漁場の適正利用の重要性の高まりから、遊漁船利用者の安全性向上と漁場の安定利用など地域の水産業との調和を目的とした法律改正が行われ、令和6年4月に遊漁船業の安全管理の取組が一層強化されました。

## 2 遊漁船業を営業するに当たっての4つの心構え

「遊漁船業法」の目的は、次の4つです。

営業する際は、これらの項目を念頭に置き、判断、行動してください。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ①業務の適正な運営の確保   | ②遊漁船の利用者の安全の確保  |
| ③遊漁船の利用者の利益の保護 | ④漁場の安定的な利用関係の確保 |

## 3 遊漁船業の適正な運営のために遵守しなくてはならない事項

項目は以下のとおりです。詳細は次ページ以降で確認してください。

項目	違反したときの罰則
(1) 営業を開始するまでに行うこと ☆登録票の作成、掲示（法第17条） ☆遊漁船への登録番号の掲示（法第17条） ☆利用者の安全及び利益に関する情報の公表（法第23条） ☆利用者名簿の備え置き（法第15条） ☆利用者の遵守すべき事項の周知（法第16条、業務規程） ☆業務規程に定める各種記録用紙の作成、アルコール検査器の購入 ☆落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の確認 落水者を想定した定期的な訓練の実施	→30万円以下の罰金 →30万円以下の罰金 →50万円以下の過料 (虚偽の公表をした者も同様) →30万円以下の罰金 (記載漏れ、虚偽の記載も同様)
(2) 営業にあたって ☆業務規程に沿った営業 変更するときは変更の日までに変更の届出（法第8条） ☆遊漁船業務主任者の乗船（法第12条） 遊漁船業務主任者講習の受講（5年ごと） ☆遊漁船業務主任者の意見の尊重（法第13条） ☆気象等情報の収集（法第14条） ☆名義の貸出し等の禁止（法第18条） ☆事故の報告（法第19条） ☆遊漁船業務主任者の実務研修の実施（法第12条）	→100万円以下の罰金 →100万円以下の罰金 →100万円以下の罰金  →30万円以下の罰金 →3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科 →50万円以下の過料 (虚偽の届出をした者も同様)
(3) 登録内容に変更等が生じたら・・・ ☆登録事項の変更の届出（法第7条） ☆廃業等の届出（法第10条）	→100万円以下の罰金 →100万円以下の罰金
(4) その他 ☆登録の更新について（法第3条） ☆鳥取県沖合で遊漁船業を行うに当たって ☆安全な遊漁船の運営のために	

※ 罰則の有無に関わらず、上記の内容に違反等した場合は、業務改善命令の対象となります。

## (1) 営業を開始するまでに行うこと

### ★**登録票の作成、掲示 (法第17条 違反した場合、30万円以下の罰金)**

様式に則った登録票を作成し、**営業所**と**遊漁船**（複数の遊漁船を使用する場合は遊漁船ごと）に公衆の見やすい場所に掲示するとともに、**遊漁船業者のウェブサイト**へ掲載（※）してください。

※ 常時使用する従業者の数が一人以下である場合及び自ら管理するウェブサイトを有していない場合を除きます。

※ SNS等のタイムラインに類する機能により利用者が過去に掲載された遊漁船業者登録票にアクセスすることが困難になる可能性があるものは認められません。ただし、これらの機能を有するサービスを用いる場合であっても、遊漁船業者登録票を一定のページに固定して表示できる等の機能があり、利用者が常時容易にアクセスすることが可能な場合は大丈夫です。

#### 【登録票の様式】

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	鳥取 太郎
登録番号	鳥取県○○○
登録の有効期間	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで
営業所の所在地	鳥取県○○市○○町 ○丁目○○番地
遊漁船の名称	○○○丸      ※1
遊漁船業務主任者の氏名	鳥取 太郎      ※2
損害賠償措置の保険期間	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで      ※1

※1 複数の遊漁船を使用する場合、「遊漁船の名称」、「損害賠償措置の保険期間」は、営業所に掲示する登録票には全ての遊漁船の情報を記載し、遊漁船に掲示する登録票には掲示する遊漁船の情報のみを記載します。

※2 複数の業務主任者を選任している場合、営業所に掲示する登録票には全ての業務主任者の氏名を記載し、遊漁船に掲示する登録票には掲示する遊漁船に乗船する業務主任者の氏名のみを記載します。

※3 登録票の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更した内容の登録票を作成、掲示し、変更の日から30日以内に「遊漁船業者登録事項変更届出書」と添付書類（別紙1）を提出してください。

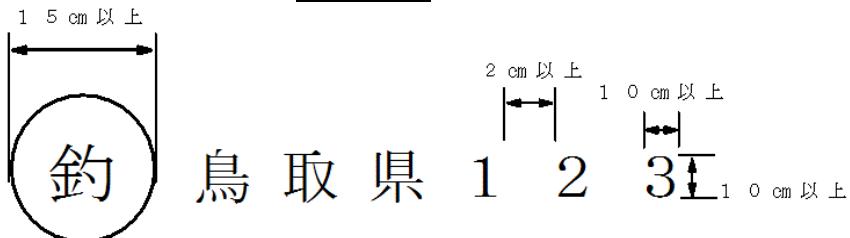
## ★遊漁船への登録番号の掲示 (法第17条 違反した場合、30万円以下の罰金)

様式に則り、船体のよく見える場所に登録番号を掲示してください。

利用客が、乗船する遊漁船であることが容易に確認できること、登録を受けた遊漁船業者の使用船舶であることが海上の他の船舶からも容易に確認できるよう、船体両側面 (船橋を有する遊漁船では船橋両側面) 等への掲示を推奨します。

### 【遊漁船へ掲示する登録番号の様式】

各文字及び数字は、次により明瞭に表示してください。



※ 県から通知を受けた「鳥取県」の文字と3桁の「登録番号」を記載します。

※ ①の大きさは直径15cm以上、文字の大きさは10cm以上、太さは1cm以上、間隔は2cm以上です。

## ★利用者の安全及び利益に関する情報の公表

### (法第23条 公表をせず、又は虚偽の公表をした場合 50万円以下の過料)

以下の内容を、ウェブサイトへの掲載等、業務規程で定めた方法により、適切に公表してください。

- ① 各遊漁船業者において利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた又は講じようとする措置 …業務規程例別表4、6、7、8、10、11そのもの
- ② 利用者に対する損害賠償措置の契約内容 …同規程例別表12に掲げる情報
- ③ (業務改善命令を受けた場合のみ) 当該業務改善命令の内容と当該命令に基づき講じた又は講じようとする措置 …同規程例別表12に掲げる情報

これらは、利用者が安全性等の観点から遊漁船業者を選択する際の判断材料となる内容であることから、①及び②については、公表している内容に変更があった場合、できる限り早期に反映するとともに、③については、業務改善命令を受けた場合、速やかに公表してください。

## ★利用者名簿の備え置き (法第15条 違反、記載漏れ、虚偽の記載をした場合、30万円以下の罰金)

利用者の漁場への案内ごとに、当該利用者の遊漁船の利用の開始前までに以下の内容が記載された名簿を営業所に備え置き、万が一に備え、出航までに連絡責任者と確実に利用者名簿を共有してください。

利用者名簿は、当該利用の終了の日から一週間保存が必要です。

(備え置き、保存は、電子媒体でも大丈夫です。利用者名簿の作成例は別紙2を御確認ください。)

(記載が必要な事項) ※ □で囲った項目は記入漏れが多いため、注意してください。

- ① 遊漁船の利用開始日時、利用終了予定日時
- ② 案内する漁場の位置
- ③ 利用者の氏名・住所・性別・年齢・緊急時連絡先

## ★利用者が遵守すべき事項の周知（法第16条、業務規程）

遊漁船への掲示、乗船前の書面の配布、回覧、営業所のモニターやタブレット端末等での視聴等、業務規程に定めた方法により、以下の内容について周知が必要となりますので、準備をお願いします。

利用者の安全の確保、利益の保護、漁場の安定的な利用関係の確保のため、適宜、必要な情報を収集し、遊漁船業務主任者等に伝達することはもちろんのこと、掲示等している書面の修正もお願いします。

### 案内する漁場における水産動植物の採捕の制限等の内容（法第16条）

利用者に水産動植物を採捕させる前に、業務規程別表13の内容を案内する漁場ごとに書面化等して周知が必要です。

案内する漁場が鳥取県沖合の場合は、別紙3を参考にしてください。

他県等の沖合を案内する場合は、おって、該当県より送付される通知等を参考にしてください。

### ① 安全の確保のために利用者が遵守すべき事項（業務規程）

業務規程別表11の内容を書面化等して周知してください。別紙4を使用いただいても構いません。

## ★各種記録用紙の作成、アルコール検査器の購入（出航前検査の確認、アルコール検査、乗務記録等）

業務規程に定めた各項目の記録簿、記録用紙の様式例により作成ください。

県が作成した統合様式（別紙5）を使用いただいても構いません。

出航前のアルコール検査にはアルコール検査器が必要になりますので、準備をお願いします。

## ★落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の確認、落水者を想定した定期的な訓練の実施

遊漁船に設備した落水者の船上への引揚げを補助するはしご等について、営業を開始するまでに、安全に十分配慮した上で、実際に訓練等で、自船における落水者の引揚げの補助として有効（落水者が自力で上がれない場合も想定する）か確認してください。

また、営業開始後も、使用可能か常に点検を行うとともに、「落水者を想定した定期的な訓練」を、少なくとも年に1回以上、自船の状況の変化（乗組員の交代等）にも応じて適切に行ってください。

訓練の効果を上げるためにも、訓練を実施した場合には、実施した内容等を記録し、訓練で浮かび上がった問題点等を検討し、落水者を想定した最善の機材と方法を整えておいてください。

（訓練のポイント）※ 詳細は、別紙6を参考にして、確実に実施してください。

訓練を実施する際は、船上に補助者を配置させ、落水者想定の者は救命胴衣を着用し、水温が低い時期に実施する場合はウェットスーツを着用する等安全性を確保したうえで、備えられた救命浮環やはしご等を用いて、海面から船上に揚がることを実践する。

落水者が浅瀬に漂流するなど、容易に接近・引揚げ困難な場合を想定した訓練（例えば、ロープ付きの救命浮環やアバ（浮体）を的確な場所に投下し、落水者を揚収するに水深が充分ある水域まで安全に引き寄せる訓練等）も重要。

## (2) 営業にあたって

### ★業務規程に沿った営業 (法第4条)

#### 変更するときは変更の日までに変更の届出 (法第8条 違反した場合、100万円以下の罰金)

業務規程は、遊漁船業法の趣旨を満たすために必要な具体的な事項が定められており、非常に重要です。

業務規程に沿った営業を行うことはもちろんのこと、利用者の安全の確保、利用者の利益の保護、漁場の安定的な利用をより良いものにするため、定期的に見直し点検を行いましょう。

業務規程は、遊漁船業法に定める基準を満たしていることを確認して登録していることから、変更するときは、変更の日までに業務規程変更届出書及び変更後の業務規程（変更箇所のみ）の提出が必要です。

### ★遊漁船業務主任者の乗船 (法第12条 違反した場合、100万円以下の罰金)

遊漁船には、基準に適合した遊漁船業務主任者を常に乗船させなくてはなりません。

遊漁船業務主任者は、遊漁船に乗り組んで、利用者の安全の確保・利益の保護、漁場の安定的な利用関係の確保に必要な業務を行う者であり、利用者の安全確保の要です。

遊漁船業務主任者がその責務をしっかりと実施できるよう、業務規程に沿って、遊漁船業務主任者の管理や指導、教育・訓練などを行ってください。

また、遊漁船業務主任者の適合基準の一つに『遊漁船業務主任者講習の修了』がありますが、修了証明書の有効期間は、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年であり、有効期間内に、再度、遊漁船業務主任者講習を受講してください。途切れが生じないよう十分に注意が必要です。

### ★遊漁船業務主任者の意見の尊重 (法第13条)

遊漁船業務主任者には、法第12条により、以下の責務が課せられています。

その責務の一つに、事業者に対し、遊漁船の出航に係る判断に関し、出航前検査の実施状況や船長等の酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足等の確認結果を踏まえて必要な意見を述べるほか、職務を行う上で、利用者の安全の確保・利益の保護、漁場の安定的な利用関係の確保に関し必要な意見を述べることとなっており、遊漁船業務主任者からこれらの意見があった場合、事業者はその意見を尊重しなくてはなりません。

#### 【業務主任者の責務】利用者の安全の確保、利益の保護、漁場の安定的な利用関係の確保に関わる項目

- 漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理を行うこと。
- 漁場の選定を行うこと。
- 利用者に対し、安全かつ適正に水産動植物を採捕するために必要な指導及び助言を行うこと。
- 利用者が採捕した水産動植物（法令等の規定により当該利用者が採捕を制限され、又は禁止されているものに限る。）の重量及び数量を確認し、当該利用者に対し、漁場の安定的な利用関係の確保のために必要な指示を与えること。
- 気象若しくは海象の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合において、連絡責任者に連絡を行うこと。
- 遊漁船の出航前に、次に掲げる事項について確認し、確認を行った旨を記録すること。
  - ・出航前の検査が適切に実施されていること。
  - ・船長等が酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがないこと。
- その他遊漁船における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に必要な業務を行うこと。

### ★**気象等情報の収集** (法第14条)

遊漁船の出航前に、利用者の安全を確保するため必要な気象及び海象に関する情報を収集し、これらの情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させてはいけません。

### ★**名義の貸出し等の禁止** (法第18条 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科)

登録を受けた者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させてはいけません。また、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、遊漁船業を他人にその名において経営させてはいけません。

### ★**遊漁船業務主任者の実務研修の実施**

遊漁船業務主任者は、実務研修の依頼があった際は、業務規程記載の研修内容に沿って研修を実施し、研修後は内容を記録し、事業者へ提出します。事業者はその記録を1年間保存してください。

実務研修の実施者は、遊漁船業務主任者として1年以上の実務経験を有し、実務研修を適正かつ確実に実施するに足りる技術的能力がある者であることが要件となりますので御注意ください。

また、実務研修は、業務形態（船釣り、瀬渡し、その他）ごとに行う必要があり、実施可能な研修は、自身が実務経験を有する業務形態のみです。

### ★**事故の報告** (法第19条 届出をせず、又は虚偽の届出をした者 50万円以下の過料)

重大な事故を引き起こしたときは、事故発生後、速やかに事故の内容の届出が必要です。

報告された事故情報は、利用者が安全性等の観点から遊漁船業者を選択する際の判断材料となる内容であることから公表されるとともに、再発防止策の検討に活用されます。

#### (重大な事故)

- ・衝突、乗揚げ、転覆、滅失、火災、遊漁船の設備や遊漁船以外の施設に損傷が発生したもの  
(遊漁船の設備の故障等により生じた海難を含む。)
- ・死亡者、行方不明者、負傷者（11日以上医師の治療を要する傷害を受けた者）が生じたもの

なお、この届出は、当該事故に係る遊漁船業者の責任の有無や度合いに関わらず全て届け出るもので

また、報告が必要な全項目がわからなくとも、判明している情報から速やかに、第1報、第2報といった形で随時報告し、以降も、明らかになった事実について必要な追記・修正をしながら報告してください。

### (3) 登録内容等に変更が生じたら・・・

#### ★**登録事項の変更の届出 (法第7条 違反した場合、100万円以下の罰金)**

登録事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、「遊漁船業者登録事項変更届出書」に必要な書類を添えて届け出してください。

保険等に加入せず、一定期間、休業する場合は、休業するまでに、業務規程の営業期間に明記するか、休業期間中に営業しないことの誓約、休業期間等を明記した休業届出書を提出してください。

#### 〈登録事項の変更が必要な事項の例〉

- ・保険の変更（保険期間の更新（毎年）や旅客定員を変更した際等に必要です。）
- ・住所、電話番号、営業所等の変更
- ・磯、瀬渡し等の追加
- ・遊漁船業務主任者の追加、変更
- ・遊漁船の追加、変更 等

#### ★**廃業等の届出 (法第10条 違反した場合、100万円以下の罰金)**

①遊漁船業者の死亡、②合併による法人の消滅、③法人の解散、④遊漁船業の廃止のいずれかに該当する場合は、その日から30日以内に「遊漁船業者廃業等届出書」を提出してください。

### (4) その他

#### ★**登録の更新について (法第3条)**

登録の有効期間は5年（※）であり、更新を受けなければ、その効力が失効します。

登録更新に当たっては、登録有効期間の満了日の30日前までに申請してください。

遊漁船業務主任者の講習修了証明書の有効期限も概ね5年です。遊漁船業務主任者は現在有効な講習修了証明書の有効期限に注意して、有効期間に途切れが生じないように講習を受講してください。

※ この法律等の遵守の状況が不良な者の更新の際の登録の有効期間は、以下のとおり短縮されます。

事業停止命令を受けた者 … 1年

業務改善命令を受けた者、事故報告違反又は情報の公表違反で過料に処されたた者 … 3年

#### ★**安全な遊漁船業の運営のために**

安全な遊漁船の運営のためのリーフレットや、遊漁船利用者の安全の確保に関し過去に遊漁船業者に通知した文書を参考資料として添付しますので、安全な遊漁船業の運営に御活用ください。

平成26年4月28日「遊漁船利用者の安全確保に関する水産庁通知について」

（乗揚、防波堤等への衝突事故の防止のための漁場等の危険性の評価、船舶安全法違反の例示）

平成28年6月28日「遊漁船業者の安全確保及び適切な業務運営について」（気象海況に応じた出港）

平成29年6月15日「遊漁船による防波堤への案内の禁止について」

平成30年3月20日「運輸安全委員会からの意見について」（落水者対策等）

平成30年9月18日「運輸安全委員会からの意見について」（見張りの徹底）

令和4年5月23日「遊漁船業に係る利用者の安全の確保の徹底及び落水者を想定した救助訓練の適切な実施について」

令和5年5月15日「運輸安全委員会からの意見について」（釣り客の脊椎骨折等事故の防止対策）

## ★鳥取県沖合で遊漁船業を行うに当たって

### ○利用者の安全の確保、利益の保護のために…

#### ■救命胴衣の着用について

船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合する救命胴衣を、乗船する際の転落に備えるため、救命胴衣を着用させた上で乗船させ、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常に救命胴衣を着用させます。12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。

上記に関わらず、気象又は海象等の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断した場合は、救命胴衣を着用させます。

瀬渡しを行う場合、瀬渡し先においても、国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を常に着用させます。

#### ■衝突の防止について

海上衝突予防法により、衝突回避動作の基本的要件が定められていますが、保持船（針路及び速力を保たなければならない船舶）であっても、避航船（他の船舶の進路を避けなければならない船舶）と間近に接近し、当該避航船の動作のみでは避航船との衝突を避けることができないと認める場合は、衝突を避けるための最善の協力動作をとらなければならない等、どの船舶にも衝突回避義務があります。

航行中に限らず見張りを徹底し、早めの避航動作により、衝突の防止に努めてください。

#### ■防波堤への立入禁止について

防波堤は一般者の立入を想定した構造となっておらず、また、予期せぬ高波や転落の危険性等もあることから、鳥取県内全ての防波堤は管理者により立入禁止とされているため、防波堤への遊漁船による案内は、一切行ってはいけません。防波堤への案内を希望する利用者に対しては、防波堤への立入の危険性及び立入禁止の趣旨を十分に周知していただくようお願いします。

#### ■遊漁船利用客のマナーについて

遊漁船乗降場所において、利用者による立小便、夜間の騒音、ごみのポイ捨て、駐車場以外への車の駐車等の迷惑行為について地域住民から苦情が寄せられています。利用者に対する指導をお願いします。

## ○漁場の安定的な利用関係の確保のために…

### ■一斉休漁日への協力について

鳥取県では、資源保護のため、漁業者が毎年休漁日を定めています。遊漁者の皆様も漁場を休ませる休漁に御協力をお願いします。休漁日は地区によって異なります。詳しくは各漁協にお問い合わせください。

### ■灯火の制限への協力について

漁業者は、漁業調整により、漁業種類、海域により、灯火に一定の制限が設けられています。

漁場の安定的な利用関係の確保のため、灯火制限への協力をお願いします。

#### 【小型いかつり漁業】

- ・鳥取市浜坂と福部町との境界以東の距岸 3,500 メートル以内 …集魚灯 9 灯以内
- ・鳥取市浜坂と福部町との境界から東伯郡北栄町由良川河口中央までの距岸 7,000 メートル以内 …集魚灯 6 灯以内
- ・東伯郡北栄町由良川河口中央以西の距岸 7,000 メートル以内 …集魚灯 9 灯以内

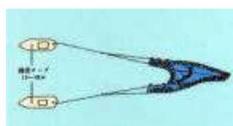
#### 【その他の漁業】

- ・距岸 50,000 メートル以内 集魚を目的とする照明設備の総設備容量 …電球 15 kW 以内

### ■浮標、漁船の周辺には近づかない、アンカーを下ろさない

海面下に思いがけないロープや網が入っているため危険です。漁具を壊す恐れもあります。

#### 【船びき網漁業】



- …2隻の漁船が1つの網を曳いています。2隻の間を航行することはできません。  
(さより船びき網：11月1日から翌年6月30日まで)  
(2そうびきいわし、あじ機船船びき網：10月15日から翌年5月31日まで)  
(とびうお船びき網：5月1日から8月31日まで)

#### 【定置網漁業】



- …海面下に漁具が固定されています。  
定置網漁業以外にも、刺網漁業やかご網漁業等、漁具が海底に固定されている漁業は色々あり、注意が必要です。

(別紙1) 添付書類が必要な遊漁船業者登録事項の変更

登録事項	添付書類・備考
(登録申請者が個人の場合) 氏名、住所	・住民票の抄本又はこれに代わる書面(運転免許証の写し、海技免許の写しなど)
(登録申請者が法人の場合) 名称、住所、代表者の氏名	・登記事項証明書
営業所の名称又は所在地の変更	(商業登記の変更を必要とする場合のみ) ・登記事項証明書
遊漁船の名称	・使用する遊漁船の船舶検査証書の写し
(登録申請者が法人の場合) 役員の氏名	・登記事項証明書 ・新たに役員となった者の住民票の抄本又はそれに代わる書面(運転免許証の写し、海技免許の写しなど) ・誓約書
(未成年者の場合) 法定代理人	・新たに法定代理人となった者に係る住民票又はこれに代わる書面(運転免許証の写し、海技免許の写しなど) ・誓約書  【新たに法定代理人となった者が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の抄本又はそれに代わる書面(運転免許証の写し、海技免許の写しなど) ・誓約書
法定代理人である法人の名称の変更	・登記事項証明書
法定代理人である法人の役員の変更	・新たに役員となった者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面(運転免許証の写し、海技免許の写しなど) ・誓約書
遊漁船業務主任者	・新たに選任した遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面(運転免許証の写し、海技免許の写しなど) ・新たに選任した遊漁船業務主任者の海技免許又は小型船舶操縦免許証の写し ・新たに選任した遊漁船業務主任者の実務経験又は実務研修証明書 ・新たに選任した遊漁船業務主任者に係る誓約書
遊漁船の名称、遊漁船の追加・変更、瀬渡しの有無、遊漁船の定員(又は利用定員)、損害賠償措置の保険契約等の名称、填補限度額、保険期間	・保険証券の写し又は保険加入申込書の写し+保険代理店の領収書 ・使用する遊漁船の船舶検査証書の写し

- ・上記に関わらず、登録事項に変更があつたときは届出が必要です。
- ・変更の日から30日以内に「遊漁船業者登録事項変更届出書」により届け出でください。

《届出書等の提出及びお問い合わせ先》

営業所が琴浦町以東に所在する事業者	営業所が大山町以西に所在する事業者
鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話: 0857-26-7318 FAX: 0857-26-8131	境港水産事務所 〒684-0034 境港市昭和町9-7 電話: 0859-42-3167 FAX: 0859-42-3169

## (別紙2) 利用者名簿の例

## 利用者名簿

NO: \_\_\_\_\_

船名:  
業務主任者名:漁場の位置:  
利用開始: 年 月 日( 時)  
終了予定: 年 月 日( 時)

No	氏名	住所	性別	年齢	緊急連絡先
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

### (別紙3) 鳥取県沖合での利用者への水産物の採捕に関する制限等 (周知例)

## ◎◎ 禁止事項 ◎◎

水産物を採捕する際、次の行為は法令（水産資源保護法、漁業法、鳥取県漁業調整規則（以下、「規則」という。）、鳥取海区漁業調整委員会の指示、広域漁業調整委員会の指示）で禁止されています。

- (1) 爆発物を使用したり、水産動植物を麻痺させ、又は死なせる有毒物を使用した水産物の採捕（水産資源保護法第5条、第6条）
- (2) あわび、さざえ、いがい、ばい、かき、たこ、うに、なまこ、わかめ、てんぐさ、いわのりなど、漁業権の対象となっている水産物の採捕（漁業法第195条）
- (3) 次の漁具漁法以外の方法での水産物の採捕（規則第46条）

### 【使用できる漁具漁法】



### 【参考】禁止漁法の例

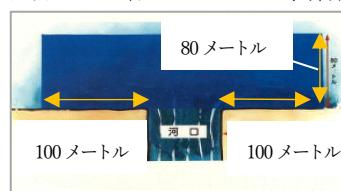


- (4) 千代川、天神川、日野川河口付近での水産物の採捕（3月1日から5月31日まで、規則第41条）

千代川：距離標OK200 の川中心から半径100メートルの範囲内

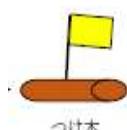


天神川、日野川：河口から左右に100メートル、沖合80メートルの範囲内



- (5) しいらつけ漁業のつけ木の周辺100メートルの区域でしいらを採捕、もしくは散逸又は他に誘致する行為をすること（漁業時期：6月1日から10月31日まで、規則第42条）

- (7) 全長30センチメートル以下のうなぎの採捕（規則第36条）



- (8) 全長27センチメートル未満のきじはたの採捕（鳥取海区漁業調整委員会指示）

- (9) くろまぐろ小型魚（30キロ未満）の採捕（広域漁業調整委員会指示）  
※別添ポスター1参考  
30キロ以上の大型魚も、採捕量が増えた場合、採捕禁止（採捕可能かどうかは業務主任者に確認を。）  
(大型魚について採捕可能な期間であっても翌日までに採捕報告、1人毎月1尾までのキープ制限あり。)

- (10) 次の水産物を次の期間に採捕すること（規則第40条）

あ ゆ：2月1日から5月31日まで

しらうお：6月1日から11月14日まで（中海海域及び境水道のみ）

わかさぎ：4月1日から10月14日まで（中海海域及び境水道のみ）



クロマグロ採捕に係る最新の情報

## ◎◎ 資源保護への協力のお願い ◎◎

小さい魚は海に返すようにしましょう。

特に、右の図の魚は、漁業者が採捕を禁止して資源保護に取り組んでいます。是非、御協力ください。



また、適切な水産資源の資源評価、資源管理のために、遊漁採捕量の報告に協力をお願いします。報告は右のQRコードからできます。※別添ポスター2参考



LINEによる報告 LINE以外での報告

釣り人(遊漁船・プレジャーポート利用等)の皆様へ

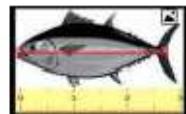
# クロマグロ釣り

令和7年4月からルールが変わります！



## 大型魚(30kg以上)の釣りのルールの主な変更点

- ✓ 持ち帰ることができる尾数は1人毎月1尾まで！
- ✓ 陸揚げ後の報告は翌日まで！
- ✓ 報告内容の追加！
  - クロマグロの長さがわかる写真
  - 陸揚げ場所(港、マリーナなど)
  - 船の情報(遊漁船登録番号又は船舶番号)
  - 本人確認書類(免許証など)



ルールの詳細  
はここを確認  

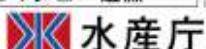

## ★ 小型魚(30kg未満)の釣りは周年禁止！

意図せずクロマグロを採捕した場合には直ちにリリース。

釣行前に必ず採捕禁止期間ではないことを確認！

クロマグロ 遊漁

検索



【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室  
TEL:03-3502-8111(内線6705)

# 遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

# 遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます



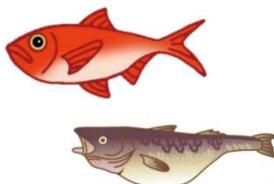
## 遊漁の採捕量情報により

- 資源評価の精度があがり、より正確に資源状態が把握できるようになります

## 遊漁者が資源管理に参加することにより

- 漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

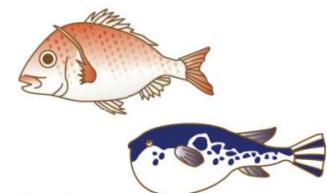
報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます  
(LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能)



LINE公式アカウント



LINEを使用しない報告先



クロマグロについては資源管理のため広域漁業調整委員会指示により、

- ・小型魚（30キロ未満）→ 採捕禁止
- ・大型魚（30キロ以上）→ 報告必要（キープは1人1日1尾まで）

（※採捕量が増えた場合は、大型魚も採捕が禁止になります。採捕にあたっては常に最新の情報を確認してください。）

 水産庁の  
Webサイト

 **水産庁** 【お問い合わせ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室  
TEL: 03-3502-8111 (内線6705)

釣り人、遊漁船業者、  
プレジャーボート等を運航する皆様へ

令和8年  
4月から

# くろまぐろ釣りに 届出制を導入!!

くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的とした遊漁については、令和8年4月から広域漁業調整委員会指示に基づき届出制が開始されます。  
定められた期間内にシステム（インターネット/LINE）から申請を行ってください。

**遊漁者**

届出対象：くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする**全ての遊漁者**  
受付期間：令和8年1月1日から最初にくろまぐろ（大型魚）を  
採捕しようとする日の1営業日前まで

**遊漁船業者**

届出対象：くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として  
遊漁者を漁場に案内しようとする**全ての遊漁船業者**  
受付期間：令和8年1月1日から**令和8年3月20日**まで

**プレジャーボート等  
運航者**

届出対象：くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として  
(1)遊漁者を漁場に案内しようとする  
(2)自ら漁場に赴こうとする  
**全てのプレジャーボート等の船舶運航者**  
受付期間：令和8年1月1日から**令和8年3月20日**まで

なお、届出をせずにくろまぐろを採捕したこと等が確認された場合は、農林水産大臣から広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令(裏付命令)が発出されます。当該命令に従わない場合は、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。

 **水産庁**

クロマグロ 遊漁  

【お問合せ先】水産庁管理調整課 沿岸・遙漁室  
TEL：03-3502-8111（内線6705）

届出制の詳細は  
こちら

(別紙4) 安全の確保のために利用者が遵守すべき事項（周知例）

※ 救命胴衣、救命浮環、はしご等の使用方法の記載例は、次ページを参考にしてください。

〈利用者の皆様へ〉

- ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従ってください。
- ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないでください。
- ・航行中、波の影響により船体が動搖があるときは、動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船してください。
- ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従ってください。
- ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法は以下のとおりです。
  - 救命設備 ( )
  - 保管場所 ( )
  - 使用方法 [ ]
- ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法は以下のとおりです。
  - はしご等 ( )
  - 保管場所 ( )
  - 使用方法 [ ]
- ・落水者の発生等の際は、救助協力をお願いします。
- ・乗船中は船室内にいる場合を除き、必ず救命胴衣（船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用してください。
- ・その他 [ ]

### ○瀬渡しの場合

- ・瀬に渡るときや磯等の上でも、必ず国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を常時着用してください。
- ・緊急時の連絡方法・連絡先 ( )
- ・その他 [ ]

#### (別紙4 参考)

### 救命胴衣、救命浮環及びはしご等の使用方法についての記載例

#### ○救命胴衣（日本小型船舶検査機構（JCI）ホームページから）

##### (1) 膨脹式ライフジャケット（首掛け式）

- ①ライフジャケットに腕を通し、前側のバックルをとめます。このとき、ライフジャケットが体に密着していることが重要です。
- ②手動式の場合は、紐を引いて膨脹させます。膨脹させたとき、膨らみが足りない場合は、息を吹き込んでさらに膨らませます。

##### (2) 膨脹式ライフジャケット（ベルト式）

- ①体にしっかりと密着させるためベルトを調整します。
- ②膨らんだ後で、左右のバックルをとめます。

##### (3) 固型式ライフジャケット

- ①腕を通し、前のファスナーを閉めます。
- ②左右のベルトを閉めて体にしっかりと密着させます。

#### ○救命浮環（日本小型船舶検査機構（JCI）ホームページから）

救命索の端を船にしっかりと結ぶか、手を持って放さないようにして、落水者の方向（転落者よりも遠く）へ投げてください。落水者がロープを掴むか、ロープに腕を掛けたことを確認し、速やかにロープを引いて落水者のところまで浮環をたぐりよせます。

#### ○はしご等

船の右(左)舷、前(後)方（船尾）に取り付け、流失しないようロープ等で固定してください。  
(※ 組み立て式の場合は、製品の取扱説明書等を参考に記載する。)

(別紙5) 出航前検査の確認、アルコール検査、乗務記録簿の統合様式例

(出航前検査記録は裏面)

## 乗務記録

年月日	/ /	便数	便
船名		業務主任者	
乗船した船長		乗船した従業者	

### アルコール等検査記録 ※酒気帯び有無、健康状態の確認

氏名	検査日時	検査場所 (営業所、遊 漁船等)	①酒気 帯びの 有無	②アルコール 検査器の検査 結果(数値)	③業務の 実行可否	備考
	/					
:						
	/					
:						
	/					
:						

①顔色、呼気の臭い、応答の状況により酒気帯びの有無(飲酒等により正常な業務ができない状態は不可)

②アルコール検査器による検査(呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上の場合不可)

③健康状態(疾病、疲労、睡眠不足など)の確認(安全に業務を遂行することができないおそれがある場合は不可)

## 乗務記録

開始時刻	:	終了時刻	:	利用者の数	人			
開始場所 (終了場所)	港	案内した漁場 の位置						
気象及び海象等の状況	例: 晴天北西の風1m及び波高0.5m							
利用者が採捕した主な水産動植物								
重大な事故が発生した場合には、その概要及び原因								
重大事故ではない事故等(海難その他の異常の事態)が発生した場合には、その概要及び原因								
気象若しくは海象等の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合には、連絡責任者に連絡した旨及び内容	例: 強風が確認されたため連絡責任者に連絡した							
遊漁船業者に対し、出航判断に関する意見、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する意見をした場合には、その旨及び内容	例: 採捕禁止期間に該当している水産動植物についての注意喚起							
その他								

# 出航前検査

確認日	確認者氏名（業務主任者）
-----	--------------

確認項目	確認時に✓
<b>船体の検査</b>	
1 船体に亀裂や破口はないか。	
2 エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないか。	
3 航海計画に見合った燃料は十分にあるか。	
<b>エンジンの検査</b>	
4 燃料コック（バルブ）は開いているか。 燃料フィルター やセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないか。	
5 エンジンオイル（潤滑油）の量は十分か。	
6 冷却清水の量は十分か。	
7 バッテリーの液量は十分か。また、ターミナルは十分締め付けられているか。 バッテリーの耐用年数は切れていないか。	
<b>救命設備等その他の検査</b>	
8 救命胴衣を着用したか。利用者に救命胴衣を着用させたか。	
9 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認したか。	
10 気象・海象情報、水路情報は確認したか。	
11 船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合した通信設備及び救命設備を搭載しているか。	
12 落水者救助用の梯子は使用可能か。	
13 瀨渡しの際に使用するステップ等は搭載しているか。	
14 釣具・漁具等が安全な状態に設置・格納されているか。	
<b>エンジン始動後のエンジンの状態確認</b>	
15 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指しているか。	
16 冷却用の海水は通常どおりの量や勢いで排出されているか。	
17 エンジンから異常な音やにおいは出でていないか。	
<b>備考</b>	(異常時の対応等)

## 遊漁船の落水者対応訓練ポイント（詳細版）

本訓練では、落水者を船上に引き揚げるための手順と、救命浮環やはしご等の必要な機材の取扱等を確認するものである。訓練の実施に当たっては、参加者の安全を第一とし、参加者の習熟度や力量を考慮し訓練を行い、訓練内容等を徐々にステップアップさせていくことが望ましい。

### 1. 訓練実施計画の作成と準備

#### (1) 訓練の時期・日時について

- ・実際に営業を行っている時期・時間帯を想定の上、海況等が安定している時期・時間帯等を選定する（厳冬期や夜間の訓練は避ける。）。
- ・天候等により実施できない場合を想定し、予備日を設けておく。

#### (2) 訓練場所について

- ・他船の航行の往来に支障とならず、乗揚げ、他船の航走波による自船と岸壁等構造物との圧着等、訓練への危険性がない場所とする。

#### (3) 天候・海象について

- ・訓練時の天候は、業務規程に基づく出航中止基準を越えないものとする。なお、初めて訓練を行う場合は静穏な天候・海象時に行うものとする。

#### (4) 参加遊漁船・参加者について

- ・訓練を実施するに際しては、実施者以外に、落水者以外の旅客を想定した者、活動の補助や万一の事故の場合の連絡に備えた船上補助者を配置させる。
- ・複数の遊漁船業者がまとまって実施することが望ましいが、見ているだけの参加者が発生しないよう役割分担に配慮する。単独で実施する場合は、安全確保や記録のため補助者の確保に努める。

#### (5) 使用機材について

- ・救命胴衣は、桜マーク付きのもの（磯等渡しを想定する場合は、使用環境に応じて型式承認品と同等以上の性能を有する救命胴衣等でも可）を準備する。
- ・はしご等については、落水者が船上に揚がることを念頭に準備する。
- ・船上から落水者の引揚げを補助するためのロープ等については、落水者が自力で船上に揚がれない場合を念頭に準備する。
- ・ウェットスーツについては、水温の低い時期に実施する場合に準備する。また、貝等の海面付着物により手足等身体を負傷しないよう、ウェットスーツや衣服のほか、靴を履くことが望ましい。
- ・ロープ付きの救命浮環のほか、手軽に作成・使用可能とされている、ア

バ（手のひらサイズ大の浮体、以下「非常用投浮」という。）についても準備し訓練しておくとよい。

(6) 救助訓練計画の策定等について

- ・訓練計画は前記各号に留意のうえ策定し、実施場所での必要性に応じ、港湾管理者、港長等から許可を受けること。
- ・許可申請に際しては、十分余裕を持って手続きを行うとともに、訓練当日の天候等を勘案し予備日を設けて申請することが望ましい。

(※ 実施場所（漁港・港湾内、航路等）により申請先が異なるので、都道府県においては、関係機関に事前確認し情報提供できるようにしておくことが望ましい。)

(7) 参加者同士による打合せについて

- ・訓練前に、参加者同士による訓練手順の確認、疑義を解消する等、十分な打合せを行っておく。

## 2. 訓練内容

(1) 落水者発生時の初期動作

救命浮環等の投下指示や関係機関等への連絡等、落水者発生時の初期動作について確認する。

(2) 落水者への接近訓練について

落水者にみたてたブイ等を使用し、目標物への航走接近の慣熟を行う。

**【注意事項】**

落水者の直近に接近、又は接触することは、

①船体や推進器により落水者を受傷させる恐れ

②自船航走波の影響による、落水者の溺水誘発及び船位保持の不安定

③落水者が磯や堤防近くに漂流している場合、潮流、磯波の影響による、船位保持の不安定、乗揚げ等の危険

があることから、落水者の直近まで接近するのではなく、救命浮環または非常用投浮を落水者へ投下・引寄せができるような、自船及び落水者共に危険性がない距離を確保したうえでの接近とする。

この際、落水から接近までの間、落水者の監視を乗船者または操船者により必ず継続して行うこと。

なお、非常用投浮は救命浮環ほどの浮力はないものの、遠投するには極めて有効である。

(3) 落水者の引き寄せ方法の確認

落水者を配置し、ロープ付きの救命浮環を落水者へ投下し、落水者が掴んだのち引寄せる訓練を行う。非常用投浮を準備していた場合は、併せて使用し、投下可能な距離等を確認する。

### 【注意事項】

- ①引き寄せる勢いが強いと落水者に過度の水圧をかけ溺れさせてしまうため、動力を使用せず手繩りで慎重に行うこと。
- ②喫水が浅い船の場合、船体動搖により落水者が船底に吸いこまれることがある。落水者がプロペラ直近にいるときは、受傷防止のため、推進器を駆動させないよう注意する。

#### (4) 落水者の引き揚げ方法の確認

落水者をはしご等により引き揚げる訓練を行う。また、落水者の引き揚げに必要な人数を確認する。

### 【注意事項】

- ①はしご等の設置箇所については、舷側が垂直面であれば登りやすいが、船首側のような面のせり上がりがあると登りにくいため、設置に適した箇所を確認しておく。
- ②金属性のはしごを使用する場合、船体動搖により、はしごと舷側に手を挟まないよう注意する。
- ③喫水が浅い船の場合、船体動搖により落水者が船底に吸いこまれることがある。落水者がプロペラ直近にいるときは、受傷防止のため、推進器を駆動させないよう注意する。
- ④はしご等への一步目の足がかりがスムースに行えれば、はしご登りが容易になるため、はしごの最下段は、海面下の足がかりがしやすい位置とすること。
- ⑤大柄の者や体力が弱い者が、自力で登るに困難な場合、補助するロープ等を用いて船上からも引き揚げを支援する。

### 【ロープを使用した支援例（参考）】

- ①ロープを落水者の救命胴衣や衣服（ベルト等）に結着させる。
- ②ロープと繋いだ救命浮環やもやい結びなどをしたロープの輪を、落水者の身体に「たすきがけ」にする。  
(ロープの輪が締まると肋骨等身体に負担がかかるので留意する。もやい結び等の輪は、ある程度太いロープを用いるか、落水者に毛布をかけその上から用いると負担が少ない。)

## 3. その他・訓練実施後の対応

### (1) 訓練の実施頻度について

少なくとも1年間に1回以上は行うこととし、自船の状況の変化（乗組員の交代等）にも応じて適切に行う。

### (2) 記録の作成について

訓練の効果を上げるためにも、訓練を実施した場合には、実施した内容

の記録を行う。また、訓練で浮かび上がった問題点等を検討し、落水者を想定した自船に適した最善の機材と方法を整えておき、いざという時に直ぐ様使用できるよう、備えておくことが重要である。

また、実際に救助を行った場合は活動内容を記録しておく。

#### 【非常用投浮（ひじょうようとうふ）】

浮子（あば）と呼ばれる漁具にも使用されている“浮き”にロープを取り付けたもの。落水者に向けて投げ入れ、掴ませて、たぐり寄せ救助する簡易救助具で、簡単に作ることができ、容易に取り扱うことができる。また、救命浮環に比べ遠くまで飛ばすことができる。

（お問合せ先）

水産庁資源管理部管理調整課

沿岸・遊漁室

ダイヤルイン：03-3502-7768 FAX：03-3595-7332

## 落水者対応訓練計画（例）

### 1. 実施日時

○○年○月○日（○曜日）○○時～○○時

（予備日：○○年○月○日（○曜日）、○○年○月○日（○曜日））

（※天候悪化等を想定し、予備日を設けておく。）

### 2. 実施場所

○○漁港港内、○○港○○岸壁付近

（※実施場所により、必要な許可等について確認する。）

### 3. 参加遊漁船・参加者

船名：船長（氏名）、業務主任者（氏名）、従業員（氏名）

（※参加遊漁船・参加者が多い場合は、○隻、○人等とし、詳細は別紙としてもよい。）

### 4. 使用機材

（※参加遊漁船ごとの使用機材を記載する。）

### 5. 訓練内容

#### （1）目的

#### （2）落水者発生時の初期動作の確認

#### （3）落水者への接近方法の確認

#### （4）落水者の引き寄せ方法の確認

#### （5）落水者の船上への引揚げ方法の確認

①はしごの設置・使用方法

②落水者の船上への引揚げ手順、船上からの補助方法

（※安全面についても付記する。）

#### （6）その他

（※記録係等について記載、複数者で交替し、訓練に参加できるように配慮する。）

### 6. その他

#### （1）天候・海況等による中止等の基準

①波高○メートル以上、風速○○メートル以上、視程○メートル以下又は、  
水温○℃以下の場合（見込みも含む）は訓練を中止・延期する。

（※出航中止基準、帰航基準等を参考に設定する。）

#### ②訓練開催、中止・延期等の意思決定

・前日の○○時までに、A丸船長（氏名）がB丸船長（氏名）とC丸船長（氏名）と協議し決定する。

- ・延期の場合は予備日に実施する。予備日で実施できない場合は中止とする。
- ・その他、官公署からの指示により中止・延期とする。

## (2) 連絡体制

- ①訓練参加者の連絡体制（A丸船長から各船船長に連絡する。）

A丸（船長氏名、tel:0X0-XXXX-XXXX）

→ B丸（船長氏名、tel:0X0-XXXX-XXXX）

→ C丸（船長氏名、tel:0X0-XXXX-XXXX）

- ②訓練中に事故が発生した場合には次の連絡先に通報する。

○○海上保安部（tel:118）

○○警察署（tel:110）

○○消防署（tel:119）

## 落水者対応訓練記録（例）

### 1. 実施日時

○○年○月○日（○曜日）○○時○○分～○○時○○分

### 2. 実施場所

○○漁港港内、○○港○○岸壁付近

### 3. 参加遊漁船・参加者

（※参加遊漁船・参加者が多い場合は、○隻、○人等とし、詳細は別紙としてもよい。）

### 4. 訓練状況・反省点

（1）目的

（2）落水者への接近方法の確認

（3）落水者の引き寄せ

（4）落水者の船上への引揚げ

①はしごの設置・使用方法

②落水者の船上への引揚げ手順、船上からの補助方法

（5）その他

### 5. その他

（1）気象・海象

①訓練開始時の気象海象

天候\_\_\_\_\_、風向・風速\_\_\_\_\_、波高\_\_\_\_\_、視程\_\_\_\_\_、水温\_\_\_\_\_

②訓練修了時の気象海象

天候\_\_\_\_\_、風向・風速\_\_\_\_\_、波高\_\_\_\_\_、視程\_\_\_\_\_、水温\_\_\_\_\_

### 6. 写真記録

日時・概要	写 真
○年○月○日○時○分 (概要)	

（※適宜、台紙を増やして記載する。）

# ひじょうとうふ 海中転落者に「非常投浮」

## ■非常投浮とは？

浮子（あば）と呼ばれる漁具にロープを取り付けたもので、海中転落者に向けて投げ入れ、掴まらせて手繩り寄せる救助機材です。



とある漁船の漁労長が、船員が海中転落したらどうしようという思いがあり、試しに救命浮環を投げ入れたところ、海中転落者に届かず、船体が流され距離が離れていたため、簡単に作成できて取扱いが容易で、かつ、人力で遠くまで届くものを作ろうと考案されました。



左図のように、頭上で振り回すようにして遠心力をを利用して投げれば、約20～30m飛ばすことができます。

また、浮子の先端には輪が作ってあり、海中転落者が手や身体を通せるようになっています。

### 【！注意！】

非常投浮の浮子だけでは、十分な浮力が得られません。

要救助者がロープに掴まつたら、引っ張って引揚げ場所まで誘導してください。

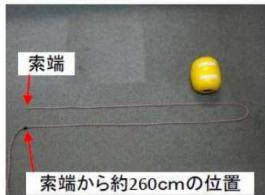
# ひじょうとうふ 【非常投浮の作り方】

☆使用方法: 海中転落者に対し投げ入れ、転落者が先端の輪に手を入れた後、ロープを手繰り寄せ、転落者を引き寄せる。

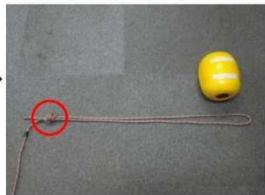
(非常投浮のみでは、海中転落者の浮力は得られません。)

☆使用器材: 浮体(長さ約19cm、直径約15cm)×1個、ロープ(直径約7mm)×1本(約25m)

①ロープ(索端から約260cm(一ひろ半)の長さ)を二つ折りにする



②索端側に結び目を作る



③浮体にロープを通す



④浮体の右端に結び目を作つて完成



## 【結び目(上記②及び④の作り方)】

①ロープを矢印の方向に回す



②もう一度ロープを矢印の方向に回す



③ロープを輪に通す



④ロープを締付けて完成

